

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新潟市長

市町村名 (市町村コード)	新潟市 (151009)	
地域名 (地域内農業集落名)	秋葉区 (小須戸、荻川第二、柄目木、栗宮、中村、山谷、田家、草水、飯柳、西金沢、金沢町新、善道、下興野、北上新田、中新田、大蔵、小口、大関、岡田、下新、市新、金屋、新郷屋、六郷、小屋場、新通、浦興野、出戸、蕨曾根、大秋、金津、塩谷、割町、朝日、東島、小向、水田、新保、古田、北上、北潟、上金沢、東金沢、大安寺、満願寺、七日町、川口、結、福島、田島、荻島、中野、車場、覚路津、三枚潟、三津屋、長割、大鹿、小戸上組、小戸下組、梅ノ木、子成場、四ツ興野、野方、川根、古津、蒲ヶ沢、西島、程島、横川浜、鎌倉、天ヶ沢、矢代田、竜玄)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化や後継者不足から毎年一定程度の離農者がおり、農地の受け手の確保が必要である。地域の中心となる経営体は、法人を含む認定農業者や認定新規就農者が担っているが、高齢化等により中心経営体が離農することなどを考えると経営体数は十分な状況ではない。
さらに、地域の受け手となる中心経営体だけでは労働力や機械・設備等の能力不足により、急な離農に伴う農地の引き受けが困難な状況となっている。
今後は、地区外の法人を含む認定農業者や認定新規就農者との連携・協力体制の構築が求められる。
また、圃場整備地区と未整備地区が混在しており、未整備地区においては中心経営体への集積・集約化が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

(1)地域の中心経営体は認定農業者を基本とし、農地の受け手と位置づけるとともに、中心経営体同士での農地交換を図ることで農地の集約化を進める。また、その手段として可能な限り農地バンクを活用するとともに、国営水利システム再編事業等と連携して集積の促進を図る。
(2)中心となる経営体以外の農業者については、引き続き集落ぐるみの活動に参加し、水管理や農道等の維持管理などに協力することにより地域の水田農業を側面からサポートする。
(3)将来の農地利用のあり方について、地域内で適宜担い手への集積を進め、地域内で担い手が不足する場合にはその状況を共有し、周辺の中心となる経営体へ集積を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3,593.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3,593.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
小須戸地区は、中心経営体である担い手を中心となって水田利用を担っており、病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった農業者が出る場合にも地域内で話し合い対応する。集積・集約することにより、作業の効率化と個々の規模拡大を目指す。
荻川第二地区は、中心経営体である農地所有適格法人を含む複数の担い手が水田利用を担っている。地区における集積・集約を進められるよう農地の交換による連担化や大型機械や施設の導入により、生産性の向上を図る。
柄目木地区は、中心経営体である地区内の認定農業者1経営体が担うほか、近隣地区の大規模法人に集積・集約を図りたい。ただし、農地等の除草や用排水路の適切な管理のためには、複数の農地所有適格法人に集積するのではなく特定の農地所有適格法人に集積することが必要と考えている。
栗宮地区は、基本的に地区内の中心経営体が担う。急な離農者等への対応については、近隣の中心経営体が引き受けると共に、地区外の農地については当該地区の中心経営体へ委託する。 また、機構を活用して集積・集約を図りたい。必要に応じて法人化も視野に入れていく。
中村地区は、中心経営体である地区内の認定農業者がリタイヤするため、近隣地区の大規模法人に集積・集約を図りたい。 ただし、農地等の除草や用排水路の適切な管理のためには、複数の農地所有適格法人に集積するのではなく特定の農地所有適格法人に集積することが必要と考えている。
飯柳、西金沢、中新田、大蔵、小口、大関、岡田、下新、市新、金屋、小屋場、新通、浦興野、出戸、蕨曾根、大秋、金津、東島、小向、水田、新保、古田、北上、北潟、上金沢、東金沢、大安寺、満願寺、七日町、川口、結、福島、田島、荻島、中野、車場、覚路津、三枚潟、三津屋、長割、大鹿、小戸上組、小戸下組、梅ノ木、子成場、四ツ興野、野方、川根、古津、蒲ヶ沢、西島、程島、横川浜、鎌倉、天ヶ沢、矢代田、竜玄地区は、既存の法人や認定農業者を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用して地区内の全農用地を集積・集約する方向で地域内農業者の合意形成を図っていく。
山谷、草水、金沢町新、善道、下興野、北上新田、新郷屋、六郷地区は、地域内外の認定農業者や既存の経営体を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用して地区内の集積・集約を図っていく。
田家、塩谷、割町、朝日地区は、地域内の農業者は小規模であるため、他地域の入作者の農地所有適格法人や認定農業者を地域の担い手と位置づけ、中間管理機構を活用して地区内の集積・集約を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の中心経営体への農地の集積・集約を目指して、農地の出し手はできるだけ農地中間管理機構に貸し付けていく。また、農業者等が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合は、新たな受け手への付け替えを進める際に中心経営体に集積するよう進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営水利システム再編事業等と連携して集積促進を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAなどの関係機関と連携し、相談体制を強化するとともに、円滑な農地の確保に向けて、農地のあっせん及び賃借の推進、栽培技術・知識の習得支援、営農継続環境の整備等の取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ⑤新規作物の導入方針: 収益性の高い、米以外の土地利用型作物や園芸作物等の生産に取組む。
- ⑧機械、施設整備への支援: 担い手の収益力強化と経営発展のため、各種補助事業を活用した農業用機械、施設整備の支援に取り組む。
- ⑨法人化支援: 既存の営農組織や法人化に意欲的な農業者を中心に法人化の案内や説明会を開催し、組織拡大や法人化支援に取り組む。